



福井 節子 議員

農地法第3条を根拠とした「契約の解除」という条項付きの賃貸契約での新旭町藁園地先のイチゴ農園事業計画は、予定どおりの開業には至っていない。

**問** 12月現在、工事実施者と構造物所有者は補助事業者なのか。

**答** 農林水産部長

補助金の申請取り下げ後、事業継続の意思は確認していませんが、9月11日に補助事業者を相手に補助金返還請求事件の訴状を提出しており、直接連絡を取ることは控えているため確認していません。

**問** 農業委員会は、補助事業者に対して農地保全のためにどのような指導を行い、農地所有者にどのような説明責任を果たしているのか。

いちご農園はどうなる  
20年間の農地契約は

**答** 農業委員会事務局長

補助事業者が、土地所有者から農地を20年間借り受け、イチゴ栽培を行うと申請され、基準を満たしていたことから、農業委員会で許可されたものであり、現状を踏まえ、10月に補助事業者へ適正管理の通知を行いました。



事業地の状況

**問**

12月現在、工事実施者と構造物所有者は補助事業者なのか

**答**

訴状を提出しており、連絡はとっておらず確認しておりません

**答** 農林水産部長

現場の状況といった内容等については随時把握をしております。8月の終わりには施工者は補助事業者であると確認しています。

**問** 訴訟が提起された9月11日までの工事の状況は把握しているのか。

**問** 補助事業取消し後も工事は動いていたが、市はどのような受け止めていたのか。

**答** 農林水産部長

その時点では「継続したい」と確認しておりますが、現在は係争中であり、全力を挙げて補助金の返還を求めます。

**問** 土地所有者の相談窓口が市にも必要と思うが、プロジェクトチームで受けるのか。

**答** 副市長

債権の回収と同時に、地元の方に寄り添い、ご相談には誠実に対応してまいります。

**問** 工事された囲いの中に、何かを持ち込まれるかもしれないと心配される方もおられ、今後も放置されることがないよう、チェックを継続していただきたいがどうか。

**答** 副市長

市が関わってできる部分、できない部分がありますが、心は市民の皆さん、土地所有者の皆さんに寄り添い、市としてできることは対応させていただきます。

その他の質問

- 新ごみ処理施設建設に向けての地域振興費に更に2億円
- 歴史民俗資料を活かした高島の文化の継承を